



大阪府中小企業団体中央会は 事業革新を行う皆様を支援します！

平成26年度補正

ものづくり・商業・サービス革新補助金 第1次公募のご案内

【受付期間】

平成27年2月13日から **平成27年5月8日(金)**/当日消印有効

大阪府中央会では、中小企業庁の委託を受け、「平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金」にかかる第1次公募を以下のとおり実施します。

事業の目的・概要

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援します。

補助対象となる取り組み

| | 対象型 | 対象要件 |
|---|---------|--|
| 1 | 革新的サービス | 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であること。(注1) |
| 2 | ものづくり技術 | 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。 |
| 3 | 共同設備投資 | 組合等が事業管理者となり、複数の企業が共同し、設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組む計画であること。(注1) |

注1 : 3~5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成出来る計画であること。
(共同設備投資では、事業実施企業全体)

対象型と補助上限額等

| | 対象型 | 補助上限額と補助率等 | |
|---|---------|---|-------------------------|
| | | 一般型 | コンパクト型 |
| 1 | 革新的サービス | ・補助上限額:1,000万円 ・設備投資が必要(注2) | ・補助上限額:700万円 ・設備投資不可 |
| 2 | ものづくり技術 | ・補助上限額:1,000万円 ・設備投資が必要(注2) | |
| 3 | 共同設備投資 | ・補助上限額:共同体で5,000万円 ・企業は設備投資のみ(500万円/社) (事業管理者は「直接人件費」も計上可能) | |

全対象型ともに
補助率2/3以内

注2 : 「試作開発+設備投資」と「設備投資のみ」の2種類があります。
「試作開発+設備投資」では、機械装置費以外の補助上限額は総額で500万円です。



- 公募要領・申請様式は「大阪府中央会」のホームページをご覧ください。 <http://www.maido.or.jp/>
なお、申請書の受付は「郵送」のみとなりますので、ご注意ください。

＝ 申し込み・お問い合わせ先 ＝

大阪府中小企業団体中央会
ものづくり中小企業支援室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-5
マイドームおおさか 5階

TEL. **06-6947-4378** FAX: 06-6947-4379

問合せ時間: 10:00~12:00 13:00~17:00/月~金(祝日除く)